グループホームしみず運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 仁愛ケアサービスが開設するグループホームしみず(以下「事業所」という)が行う指定認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症共同生活介護を含む)サービス(以下「サービス」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理規程に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が、要介護状態及び要支援2と認定された方であって認知症の高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症共同生活介護)計画(以下「介護計画」という)に基づき、家庭的な環境の下で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように目指す。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。
- 3 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、保健医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 グループホームしみず
- 二 所在地 福井県福井市竹生32-48

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする

職員	A棟	B棟
①管理者(常勤兼務)	1名(常勤兼務)	
②介護職員 日勤帯	4名以上(常勤)	
夜勤帯	1名	1名
③計画作成担当者	1名(常勤兼務)	

①管理者 管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

②介護職員 介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

③計画作成担当者 計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとと

もに、他の事業所等との連絡・調整を行う。

(定員及び定員の順守)

第5条 定員は、18人とする。(9人×2ユニット)

2 災害等やむを得ない場合を除き、定員及び居室の定員を超えて入居させない。

(サービス内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 事業所は、サービス提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(入退居及び利用の制限について)

第7条 要介護者及び要支援2と認定された利用者であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない方に提供するものとする。

- 2 利用申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該利用申込者が認知症の状態であることを確認する。
- 3 利用申込者が入院治療を要するものであること等、利用申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症共同生活介護)事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- 5 利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。
- 6 利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 7 入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退去の年月日を、利用者の被保険者証に記載する。

(要介護認定の申請に係る援助)

第8条 入居の際に要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行えるよう援助する。

(介護計画の作成)

第9条 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、計画作成担当者に援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成させる。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し同意を得る。
- 3 計画作成担当者は、介護計画を作成又は変更した際には、利用者に交付する。
- 4 介護計画の作成に当たっては、通所介護の活用その他の多様な活動の確保に努める。
- 5 計画作成担当者は、介護計画の作成後においても、介護従業者、利用者が介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

(サービスの取り扱い方針)

第10条 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者 の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。

- 2 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるように配慮する。
- 3 介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行う。
- 4 介護従事者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、常にその改善を図る。

(身体拘束についての適正化)

第11条 入所者本人または他の入所者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という)を行わない。

- 2 前項の緊急やむを得ない場合に該当するかどうかについて十分検討する。
- 3 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合でも、その要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。
- 4 前項の身体的拘束等を行う場合には、利用者やその家族等に出来る限り詳細に説明を行うとともに同意を得る。
- 5 その態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6 身体拘束・虐待防止適正化委員会を設置し、事業所側から積極的な身体拘束および虐待防止の適正化を図る意味合いから、研修等により自己啓発に努めるものとする。

(看護、介護)

第12条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行う。

- 2 その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせない。
- 3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努める。
- 4 利用者の急変対応及び看取りに関する指針を定めるとともに責任看護師を定める。

(相談及び援助)

第13条 利用者またはその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第14条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションの機会を設ける。

- 2 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者またはその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
- 3 常に利用者の家族との連携を図り、利用者と家族の交流等の機会を確保する。

(機能訓練)

第15条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

(利用料等の受領)

第16条 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部 として、サービスに係る居宅介護サービス費用基準額からサービス事業者に支払われる居宅介護サー ビス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、法定代理受領サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - 一 食材料費 1,700円/1日

内訳 朝食 480円/1食

昼食630円/1食夕食590円/1食

二 おむつ代

紙おむつ 150円/1枚

尿とりパット大 100円/1枚尿とりパット 50円/1枚リハビリパンツ 150円/1枚

三 行事参加代等 実 費/1回

四 予防接種 実 費/1回(インフルエンザワクチン,肺炎球菌ワクチン等)

五 電気代 55円/1日 (1機種当り)

六 部屋代2,100円/1日七 水道光熱費500円/1日

4 サービスの提供に当たって、利用者またはその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、利用者の同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第17条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(外出及び外泊)

第18条 利用者が、外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

(健康保持)

第19条 利用者は健康に留意するものとし、事業所で行う健康診査は、特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第20条 利用者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力する。

(禁止行為)

第21条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第22条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

- 2 非常災害に備え、少なくとも6ヶ月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。
- 3 非常災害訓練に地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(受給資格等の確認)

第23条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の 有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(利用者に関する市町村への通知及び問い合わせ)

第24条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に 通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。
- 三 上記以外に入居に際し、生活圏域外の方からの申込みがあった場合は遅滞なく、連絡及び問い合わせを行う。

(勤務体制の確保等)

第25条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

- 2 事業所の従業者によってサービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 従業者の資質向上のための研修の機会を次の通り設ける。
 - 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回

(衛生管理等)

第26条 設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理 を適正に行う。

2 感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講じる。

(協力病院等)

第27条 入院治療を必要とする利用者のために協力病院を定める。また、協力歯科医療機関を定める。

名 称 大滝病院 診療科名 内・胃・呼・循・泌・神内・小児・アレルギー・外科

名 称 おおのや歯科 診療科名 歯科

(掲示)

第28条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

2 事業所内の見やすい場所に、情報提供の項目を提示する。

(秘密保持等)

第29条 事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。

- 2 退所者等が、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
- 3 事業所として個人情報の利用目的を定め、目的以外に利用する際は利用者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第30条 居宅介護支援事業者またはその従業者に対して、要介護被保険者に事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 居宅介護支援事業者またはその従業者から、事業所からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第31条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、 国民健康保険団体連合会から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第32条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力ならびに運営推進会議を行うなど、 地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第33条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じる。

2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(暴力団排除)

第34条 当事業所を運営する設置者、役員及び事業所の管理者その他の従業者は福井市暴力団排除 条例(平成23年福井市条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する 暴力団員等又は暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難される関係を有する者であってはならない。

2 事業所はその運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(虐待防止のための措置)

第35条 当事業所内に携帯電話による24時間対応による常設の窓口を設置し、利用者からの連絡があった場合は必要に応じて臨機応変にかつ迅速に対応する。

虐待防止責任者 : 管理者 TEL0776-98-7890

2 当事業所は、虐待防止委員会を設置(身体拘束・虐待防止委員会で設置済み)し、業務を通して利用者が家族等から虐待等を受けたと思われる状況を把握した場合は、速やかに市町等の関係窓口や地域包括支援センター等に通報相談し、対応協議するものとする。

また、従業者からの虐待に関しても基本的に同様の措置を採るものとするが、事業所側からの積極的な虐待防止の意味合いから、これまで同様に研修勉強会等は定期的に実施し、介護職に限らず事業所の様々な職種(事務や調理員、運転手等)の支援者も含み実施する。また、新任職員やパート(短時間労働)の従事者へも特性を理解してもらえるよう研修を行い、各勉強会等により自己啓発に努めるものとする。その他、苦情解決体制を整備し、該当者に関しては成年後見制度の利用支援を行うものとする。

(記録の整備)

第36条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
 - (ア) 介護計画
 - (イ) 提供した具体的サービス内容等の記録
 - (ウ) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (エ) 市町村への通知にかかる記録
- (オ) 苦情の内容等の記録
- (カ) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他)

第37条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 仁愛ケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。 令和5年4月1日より施行する。 令和6年4月1日より施行する